

新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省中部地方整備局をいう。

- 2 検討主体は、実施要領細目に基づき、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙－1で構成する。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し、第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(幹事会)

第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため、検討主体は幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成する。
- 3 検討主体は、幹事会を招集し議題を提案する。
- 4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則公開とし、検討の場の資料等については、会議終了後に公開する。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることが出来る。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省中部地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月22日から施行する。

「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

愛知県副知事

岐阜県副知事

三重県副知事

恵那市長

八百津町長

美濃加茂市長

一宮市長

桑名市長

【検討主体】

国土交通省 中部地方整備局長

中部地方整備局 河川部長

（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。

「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会」の構成

【構成員】

愛知県 建設部長
岐阜県 県土整備部長
三重県 県土整備部長

恵那市 副市長
八百津町 参事
美濃加茂市 副市長
一宮市 副市長
桑名市 副市長

【検討主体】

国土交通省中部地方整備局 河川部長
河川部 河川調査官

（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。